

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年7月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年12月まで

私の国民年金への加入手続は親が行い、母親が家族全員の国民年金保険料を町内会集金で納付していた。また、私が厚生年金保険に加入していた時期も国民年金の資格喪失手続を行わず、引き続き保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、国民年金受付処理簿から、20歳になった翌月に行っていることが確認できる上、申立人の国民年金保険料納付記録には、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立人は、その母親が家族全員の国民年金保険料を町内会集金で納付していたとしており、申立期間において申立人と同居していたとみられる家族全員の国民年金保険料納付記録には未納が無く、申立人の母親が申立人の分のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の一部は厚生年金保険被保険者期間であるが、申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料を納付し続けていたとしており、A市における申立人の国民健康保険加入記録が申立期間を含め引き続いていたことから、国民年金についても継続して加入していたと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年8月から同年11月までの期間は、厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録は無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月14日から35年10月4日まで
私は、体の具合を悪くしてA事業所を退職して、1週間ぐらい入院した。その後、食堂で2年ほどアルバイトしていた。脱退手当金のことは、平成10年10月頃の年金請求時に教えてもらったが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無かった。日本年金機構から『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』が届いたので、この申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている初めての被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理されておらず婚姻時のままであり、申立期間の脱退手当金は婚姻時の氏名で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金支給日の約8か月半前に離婚し、復籍していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、脱退手当金の未請求となっている期間について確認すると、一度脱退手当金が支給されたことになっているが、支給日には次の事業所での加入が確

認できることから受給権のない期間であり、脱退手当金が支給されたままとなっているのは不適切である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成12年5月まで
申立期間については、国民年金の第3号被保険者であったので、保険料を納付する必要がなかったが、申立期間前からの流れで継続して納付していた。申立期間のうち昭和61年4月から平成3年頃までは、町内の集金で保険料を納付し、それ以降は、銀行の口座振替で納付していたはずなので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿の記載によると、申立人は、昭和61年4月から国民年金の第3号被保険者として記録されており、申立期間に、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されること、及び市から金融機関へ申立人に係る保険料の口座振替の依頼が行われることは考え難い。

また、申立人から提出された銀行の預金通帳の写し及び金融機関の口座異動履歴により、申立期間の一部に係る国民年金保険料が引き落とされていたことが確認できるが、口座振替の開始時期、終了時期及び口座振替が行われなかった月は、申立人の長男及び次男の国民年金被保険者資格の取得時期及び喪失時期とおおむね一致していることなどを考慮すると、これらの保険料は、長男及び次男に係る保険料であった可能性が高い。

ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年10月まで

私は、会社を退職してすぐにA市の出先で国民年金の加入手続を行った。その当時、私は町内会の班長をしており、国民年金保険料などを集金し、町内の会計に渡した覚えがある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続が厚生年金保険被保険者資格喪失後直ちに行われていることが、年金事務所の国民年金受付処理簿から確認できると共に、申立期間中に申立人と同居していたその母親とその妻については、申立期間における国民年金保険料が納付済みとなっている。

しかし、申立人は、申立期間に自身が班長として班内の国民年金保険料を集金しており、その際に自身の分も納付したと述べているが、申立人が班長であったと述べている地区に住んでいた時期は、戸籍の附票等により、昭和50年11月以降であることが確認でき、申立期間と相違している。

また、申立人は、申立期間の途中で婚姻し転居しており、その妻は、婚姻後の国民年金保険料について、夫は厚生年金保険に加入していたと誤認していたため、妻自身の分だけを町内会の集金人に支払っていたと述べている。

さらに、国民年金受付処理簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が厚生年金保険被保険者資格喪失日ではなく、20歳到達日に遡っている上、氏名の振り仮名が誤って記録されていることから、申立人自身が届け出たとするのは不自然である。

ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 62 年 4 月 27 日から A 社 B 事業部に嘱託として就職し、63 年 6 月 1 日付けで同社 C センターに異動し、その間についても途切れることなく勤務していたのに、同社 B 事業部での資格喪失日が同年 4 月 1 日となっており、2 か月の未加入期間がある。申立期間について、同社 B 事業部における厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 事業部から同社 C センターに異動したが、職場は同じビルの中でフロアが違っただけであり、継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の申立期間における在職状況についてみると、雇用保険の加入記録は、A 社 D 支社において昭和 62 年 4 月 27 日から 63 年 3 月 31 日までの期間及び同年 6 月 1 日から平成元年 5 月 31 日までの期間となっており、同社 B 事業部及び同社 C センターにおける厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間に係る加入記録は確認できない。

また、申立期間当時に A 社 B 事業部において厚生年金保険の被保険者であった者に照会したところ、「勤務の形態は 1 年ごとの契約で、再契約する時は勤務期間に空白を作るため、少し勤務しないことになっていた。」と回答しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票によると、全員が女性で、資格取得日が平成元年 8 月 1 日までの被保険者で被保険者期間が 1 年を超える者はおらず、同事業所に再雇用されている 9 人全員は、申立人と同様、再雇用までに 2 か月又は 3 か月の未加入期間が存在しており、申立人のみが異なった取扱いを受けたとは考え

難い。

さらに、A社B事業部及び同社Cセンターは既に全喪しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等に関する会社資料は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。